

## 建築物の総合的なエネルギー消費量算出ツールの開発立ち上げへ

(財)建築環境・省エネルギー機構は、国土交通省の支援を受けて地球温暖化防止に向けたエネルギー消費量算出の研究を進めていましたが、この度、時代の要請に応えられる新たな「建築物の総合的なエネルギー消費量算出のためのツール (BEST: Building Energy Simulation Tool)」を開発することになりました。

これまで、わが国ではエネルギー消費量算出ツールとして、次のようなプログラムがありました。しかし、それぞれが使用目的を異にし、また一方では、最近のパソコンユーザーにとって馴染が薄く使い辛いものになっていました。

- ① HASP/ACLD (空調負荷計算プログラム)、HASP/ACSS (空調システムの消費量シミュレーションプログラム) : (社) 空気調和・衛生工学会の計算プログラムをもとに、20年前、(社)建築設備技術者協会により、年間エネルギー消費量算出用として開発されたもの
- ② BECS (CEC/ACの計算プログラム) : (財) 建築環境・省エネルギー機構により、11年前、省エネ法に基づく省エネ計画書作成用として開発されたもの
- ③ FACES (エネルギー消費量算出ツールを含む空調システム選定プログラム) : 東京電力、中部電力、関西電力、日建設計の4社で各種空調システムの省エネルギー性の検討用として開発されたもの

BESTはこれらの既存のプログラムと連携を図りながら、求められる日本の統一エネルギー評価ツールを目指して新たに開発に取りかかるものです。プログラムは新築、既存建築を問わずライフサイクルの各段階でコミショニングへの応用が可能であること。高度な専門的知識をもたない技術者が利用可能であること。拡張・更新性に配慮することなどを基本的条件としています。また、新たに照明や給湯も取り込むことが予定されています。

11月8日、同機構は(社)日本建築学会、(社)空気調和・衛生工学会、(社)電気設備学会、(社)建築設備技術者協会の協賛のもとに説明会を開催。これらの内容を説明するとともに、関係企業に向けBEST開発普及事業への参加を呼びかけました。開発計画は2年間とし、平成18年度からエネルギー消費量算出ツールを開発。平成19年度には検証の予定としています。また、開発の原資を生み出すため、プログラムを利用する企業、個人の参加を募っています。参加費用は一口50万円。当初参加企業には一口当たり5本程度のソフト使用許諾を無償で認めますが、所定期間以降の参加や開発後のソフト使用は、より高額になるとしています。なお、申し込み期間は平成18年1月1日より同年4月30日までとなっています。

当協会は、設備技術者にとって、使い易い統一エネルギー評価ツールが一日も早く作成されることを期待するとともに、設備業界の関係者が、この活動に参加し、支援していくことを強く求めたいと考えます。

## 東京都火災予防条例改正

東京消防庁は、この度「火災予防条例の一部を改正する条例」と「火災予防条例施行規則の一部を改正する規則」を公布しました。今回の火災予防条例の一部改正が行われるに至った背景には次のような事情がありました。

すなわち、「近年、既存の防火対象物においてテナントのリニューアルやコンバージョン(用途変更)等が頻繁に行われている。これらの工事においては建築基準法に基づく確認申請を必要としないものが多いことから、工事の計画段階において消防機関または専門家による防火安全上のチェックが行われず、危険な状態のまま営業が開始される例が後を絶たない。このため、平成13年の「新宿歌舞伎町ビル火災」では多くの犠牲者を出す大惨事にもつながった。こうした状況を踏まえ、東京都は火災予防審議会を開いて既存建築物の火災危険要因の解明と防火安全対策のあり方について検討した結果、防火対象物の使用・変更等にかかる届出制度の拡充と防火安全の専門家を育成するための講習制度の創設が急務である」と答申されました。これを受けて、今般、火災予防条例の一部改正を行うことになったのです。

当協会は、今回の改正趣旨及び内容が重要で、会員の日常業務にも深く関係をもつことから、11月18日、新旧対照条文をはじめ簡単な説明や新届出書式などを収録したフロッピーを全会員に送りましたが、念のためにこの号外においても、改正概要を次のとおり要約いたします。

### 1. 趣旨

- ① テナントの変更やリニューアル工事の着手前に消防が建物の安全性を適切にチェックし、届出違反に対しては罰則を課す仕組みを設ける。
- ② 火災時の建物利用者の安全を確保するための方策を整備する。
- ③ 防火安全の向上に民間の力を活かすことができるよう防火安全技術者を育成する講習制度を創設する。

### 2. 改正概要

- (1) 防火対象物の使用、変更等を的確に把握し、当初から適法な状態を確保する仕組みの整備  
ア. 防火対象物の使用、変更等に係る届出の拡充  
防火対象物の工事等計画届の新設ほか  
イ. 防火対象物の一時使用届の新設等  
ウ. 観覧場および展示場における催物の開催届の新設  
エ. 罰則等に係る改正
- (2) 避難の安全を検証する方法を活用した避難管理等の整備  
不特定の者の出入りする店舗等が存する階の関係者が、訓練その他の避難に必要な管理を行う場合は、予測される避難に必要な時間を算定し、その結果を活用することについて努力義務化する。
- (3) 防火安全技術者を育成するための防火安全技術講習制度の導入  
ア. 知事の登録を受けた講習機関により防火安全技術講習を実施することを規定する。

- イ. 防火安全技術講習修了者(防火安全技術者)が行う業務内容を規定する。
- (4) 工事現場における届出済み表示の義務付け
- (5) 少量危険物の設置等の届け出の整備
- (6) 燃料電池発電設備の基準の整備  
従来基準に加え、安全対策として火災予防上安全な距離を保つこと等を規定する。
- (7) その他  
「特殊消防用設備等」が規定されたこと等により、用語の整備を行う。

### 3. 施行日等の予定

- (1) 公布日：平成17年10月13日
- (2) 施行日：  
ア. 燃料電池発電設備(届出を除く)、用語の整備等(公布日と同日で施行)  
イ. 基準の特例、避難管理、届出、講習、罰則等(平成18年4月1日から施行)  
なお、東京消防庁は改正条例や施行規則に必要な細則策定を急いでおり、決定したものをから告示する方針をとっています。当協会も、東京消防庁予防部予防課との連絡を密にして「火災予防条例の一部改正」関連の動きを逐一収集していますので、新しい情報が入れれば会員の方々にお知らせします。